

事務所だより8月

2023(R5)

Vo.161

I マイナンバーカード 誤情報登録への対処法

マイナンバーカードが普及していく中、紐づけされた情報に次々と誤りが見つかっています。万が一、誤った情報が登録されていることに気づいた場合の対処法をご紹介します。

《健康保険証情報》フリーダイヤル(0120-95-0178)か、加入している医療保険の保険者に問い合わせます。情報が正しく登録されているかは、マイナポータルにログイン、「注目の情報」の「最新の健康保険証情報の確認」、「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認できます。

《公金受取口座情報》マイナポータルにログイン、「注目の情報」の「公金受取口座の登録・変更」、「公金受取口座の登録状況ページ」にて、登録されている情報を確認します。口座情報に誤りがある場合は、このページから登録口座の削除を行います。

《マイナポイントに関する情報》「マイナポイント」アプリ・サイトから、マイナポイント申請が正しく登録されているか確認できます。覚えのない申込や、決済サービスが登録されていた場合は、上記フリーダイヤルに問い合わせるか、申込みをした自治体(手続支援窓口)に問い合わせます。問合せの際は、上記サイト・アプリで確認できる、「マイキーID」「申込日時」「決済サービス」「決済サービスID」の情報が必要になります。

【デジタル庁】

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

連載コラムNo. 33

知っておきたい法定相続人のこと

ある人の死亡によってその財産を継承できる人は定められており、これを「法定相続人」といいます。法定相続人が必ずしも財産を相続するとは限りませんが、法定相続人についての基本的な知識を身につけておくことは必要です。

◆法定相続人となるのは・・・

まず、戸籍上の配偶者は必ず法定相続人になります。しかし、内縁配偶者は長期にわたり内縁関係だったとしても、相続人にはなりません。また、配偶者以外の相続人は次の通り、順位がつけられています。1位：子(養子・非嫡出子も含む) 2位：親 3位：兄弟姉妹 再婚しており、前配偶者の子であっても、戸籍上認知されていれば相続人になりますし、実子を他の人へ養子に出した場合でも(普通養子縁組)相続人になります。配偶者に連れ子があった場合は生前に養子縁組をして相続権を与えることで、実子と等しく第1順位の相続人となります。亡くなった時にお腹にいた子についても無事に出生したことを条件に相続権が生じます。民法規定により相続権が得られるのは、遺言による場合を除いて亡くなった人と戸籍上の関係にある人だけです。誰が法定相続人となるかを確認する為には亡くなった人が生まれた時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本を取得する必要があります。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください



II 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)から、「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(第3.1版)」が公表されました。概要についてご紹介します。

◆中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの概要

このガイドラインには、情報セキュリティ対策に取り組む際の、経営者が認識し実施すべき指針、社内において対策を実践する際の手順や手法をまとめています。中小企業の利用を想定したものとなっており、今回の改正で、DXやテレワーク等の現状の社会動向に即した、より具体的なものになりました。ガイドラインを活用することで、事業の特徴に応じた情報セキュリティ対策を段階的に進めていくことができるようになっています。本編2部と付録により構成されており、「第1部経営編」では経営者が認識しておくべきことや、取り組むべきことについて紹介されています。「第2部実践編」には実際にセキュリティ対策を行う方に向けてステップアップ方式で具体的に説明がされています。また、「付録」には情報セキュリティ対策に活用できる「基本方針書」や「社内規則」等、ドキュメント類のサンプルが含まれています。中小企業は、情報セキュリティ対策に十分な経営資源を割り当てるのが難しい一方、経営者が意思決定を迅速に行え、従業員とのコミュニケーションも容易である等、変化に応じた柔軟な対応が可能です。デジタル技術特有のリスクから会社を守るためにも、ガイドラインをご活用ください。

【独立行政法人情報処理推進機構】

<https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html>